

議員提出議案第 8 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 4 5 年条例第 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 1 年 5 月 2 5 日

狭山市議会議長 中 村 正 義 様

提出者	狭山市議会議員	田 村 秀 二
賛成者	同	新 良 守 克
	同	町 田 昌 弘
	同	加賀谷 勉
	同	齋 藤 誠
	同	伊 藤 彰
	同	三 浦 和 也
	同	高橋ブラクソン久美子
	同	東 山 徹
	同	磯 野 和 夫
	同	渡 辺 智 昭
	同	栗 原 武
	同	手 島 秀 美
	同	大 沢 え み 子
	同	広 森 す み 子
	同	猪 股 嘉 直
	同	尾 崎 忠 也
	同	吉 沢 永 次
	同	岩 田 三 司

提案理由

臨時の人事院勧告の状況等にかんがみ、議会の議員の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年条例第1号）の
一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 7 平成21年6月に支給する期末手当に関する第7条第2項の規定の適用については、同項中「100分の210」とあるのは「100分の200」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。